

所定休日である土日を、労働日とする四つの方法  
 休日労働・代休・休日振替・変形労働時間制度

	割増賃金	変わりの休日の付与	変わりの休日の付与期間	導入・利用の手続き
休日労働	135%	×		就業規則 + 三六協定（時間外休日労働協定）
代休	35%	* 35%しか払っていないので、休日を与えなければならない	自由に決められる	就業規則 + 三六協定（時間外休日労働協定）
休日振替	なし		土曜日は、前倒し（同じ週の月 - 金） 日曜日は、その週（同じ週の月 - 金）  *なぜ、このようにしなければならないのかというと、一週間の法定労働時間40時間を超えると、大学は、時間外労働割増賃金25%を支払わなければならないから	就業規則
変形労働時間制度  *この制度の場合は、厳密に言うと、一ヶ月単位で、労働日と休日を割り振りできるので、土日がもともと休日でなくなる	なし		一ヶ月の範囲であればいつでも	就業規則 + 一ヶ月変形労働時間制労使協定  *現行の労使協定は、翌月の勤務割表を決定して、労働日とその日の労働時間、そして休日特定して、前月20日までに労働者に通告することを定める。